

# 告 示

## 埼玉県告示第五百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）フタバスポーツ朝霞新店

埼玉県朝霞市幸町三丁目一番一外

### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 当該物件のセキュリティ対策を講じるとともに、駐車場、共有道路など設置の場合は照明灯を設置するなど防犯対策に配慮されるようお願いします。
- (2) 事業所のごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、廃棄物の減量に努め、許可業者等に委託するなど適正に処理していただくようお願いします。
- (3) 市道八号線より店舗へ車両が進入する計画ですが、交通量が多く、交差点が近いため、安全対策に配慮されるようお願いします。また、同市道の大泉方面に向かう車線における店舗利用者の車両出入り対策にも配慮いただけますようお願いします。さらに、市道八号線歩道及び市道六五二号線における自転車等の駐輪防止対策も配慮されるようお願いいたします。

### 二 縦覧期間

平成二十七年五月十五日から平成二十七年六月十五日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県南西部地域振興センター